

【答弁】

◎滝瀬副次選挙管理委員会委員長

御質問六、十八歳選挙権と大学内期日前投票所の開設についてお答えを申し上げます。

まず、埼玉県で新たに対象となる有権者数とその割合についてでございます。

住民基本台帳を基にした調査によれば、平成二十七年一月一日現在の県内における十七歳及び十八歳の人口は約十三万七千人となっております。来年夏の参議院選挙において選挙権年齢の引下げに伴い、新たに選挙権を有することになる若者はこれとほぼ同数と推計されます。また、この調査の十七歳以上人口を県全体の有権者数と仮定すると、有権者数に占める割合は約二・三パーセントとなります。

次に、公職選挙法改正を受け、県選挙管理委員会として今後どのような取組を行うかについてでございます。

県選挙管理委員会では現在、新成人に投票を呼び掛ける有権者ノートを成人式で配布し、小中高生向けに選挙の基礎知識を掲載したリーフレットを学校で配布しております。こうした啓発用の冊子について、今後配布方法や内容の見直しを行ってまいります。

また、議員御質問の選挙カレッジの学生は自らの大学で率先をして啓発活動を行うとともに、平成二十六年度からは高等学校等へも講師として出向き、選挙制度の説明や模擬投票を行っております。現在、国では高校生向けに選挙の意義や模擬投票などを内容とする副教材を作成しており、今後県内の高校にも配布される予定と聞いております。

県選挙管理委員会といたしましても、選挙カレッジの学生や市町村選挙管理委員会とも連携し、より多くの高校生が模擬投票を体験するなど法改正を受けた啓発活動に取り組んでまいります。

次に、大学での期日前投票所の設置について、県選挙管理委員会が大学や市町村選挙管理委員会と連携して実施することはできないかについてでございます。

大学内に期日前投票所を設置する場合、通常はその投票所は大学が所在する市区町村に住んでいる有権者のみを対象とせざるを得ません。例えば、仮にさいたま市桜区にある埼玉大学に設置した場合、桜区の住民票を有する学生などが投票できることとなります。地方の大学と異なり、首都圏の大学ではその所在地の市町村以外から通学している学生が多いという課題もあり、現時点では首都圏の大学内に設置した例はないと承知しております。

県選挙管理委員会といたしましては、期日前投票所の設置は市町村選挙管理委員会において決定されるため、各市町村において大学の状況を把握していただいた上で、その意向を踏まえて検討する必要があると考えております。

次に、将来的に複数の大学で設置を進め、大学間で投票率を競うことで投票意識を高めることはできないかについてでございます。

ユニークな発想で検討に値すると思っておりますが、大学における期日前投票の投票率は、その大学の学生であるか否かの情報が選挙人名簿に記載されていないため、大学生に限定した投票率は

算出できません。また、大学生の中には投票日当日に投票する方もいるので、大学での投票者数とその大学の投票状況を表しているとも言い切れず、大学間の比較を行うことが難しいという課題もあります。

県選挙管理委員会といたしましては、大学間の競争意識を活用するというアイデアを含めて新たな発想で投票率向上を図ることができないか検討してまいります。

(以上)